



令和5年5月8日(月)から 新型コロナウイルス感染症は 5類感染症に移行します

移行後の基本的感染対策は

個人や事業者の判断が基本となります

判断にあたっては次の点を参考にしてください



・手洗い等の手指衛生や換気は、基本的な感染対策として、引き続き有効



・流行期において高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や混雑した場所を避けること等が有効

※マスク着用の考え方はこれまでと同様となります

〈症状があるとき〉

発熱等の症状がある場合はかかりつけ医または健康相談センターに相談してください

健康相談センター

0120-501-507 (24時間)



令和5年4月28日

北海道十勝総合振興局長、帯広市長、音更町長、士幌町長、上士幌町長、
鹿追町長、新得町長、清水町長、芽室町長、中札内村長、更別村長、大樹町長、
広尾町長、幕別町長、池田町長、豊頃町長、本別町長、足寄町長、陸別町長、浦幌町長

【問い合わせ先】



北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 TEL0155-26-9022

※新型コロナウイルス感染症に関する情報については、以下のHPからご覧になれます
(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>



5類感染症への移行に伴うポイント

症状があるとき・感染したときは

かかりつけ医または健康相談センターに相談してください

5月7日までは

発熱等の
症状が
あるときは

健康相談センター

陽性者登録センター
(無料キット申込)

5月8日からは

継続
(0120-501-507(24時間))

終了

療養中の相談先が変わります

体調悪化時
の相談先は

陽性者健康
サポートセンター

参考

療養期間 7日間
※症状軽快後24時間経過

健康相談センター
(相談窓口を一元化)

参考

療養期間 5日間(推奨)
※症状軽快後24時間経過

検査や医療費は自己負担が生じます

検査
医療費は

無料
※初診料除く

自己負担あり

基本的な感染対策は

個人や事業者の判断が基本となります

- 手洗い等の手指衛生
- 十分な換気
- 三密回避
- 人との距離確保

- ・引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効
- ・流行期において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効

事業者

- ・入場時の検温
- ・入口での消毒液の設置
- ・アクリル板などパーティションの設置

- ・効果等を踏まえ事業者が判断

これまで実施してきた次の取組は終了します

- 自宅療養セット送付
- パルスオキシメーター貸出
- 宿泊療養施設
- 無料検査事業